

2024(令和6)年9月19日

厚科審第19号  
令和6年9月17日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇田 隆 字 殿

厚生科学審議会  
福井 次 矢



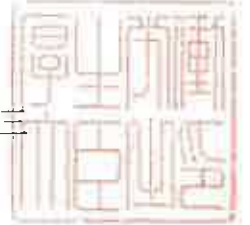
「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和6年9月12日付け厚生労働省発感0912第2号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発感 0912 第 2 号  
令和 6 年 9 月 1 2 日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 5 号の規定に基づき、別紙 1  
「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求め  
ます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に以下のいずれかの方法により行うものとする。

(一) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年二月二十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第十四条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

(二) コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年五月二十一日に法第十四条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

(三) 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和四年四月十九日に法第十四条の承

認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

(四) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和五年八月二日に法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

(五) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和五年十一月二十八日に法第十四条の承認を受けたものであつて、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。)を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

## 第二 施行期日

この省令は、令和六年十月一日から施行すること。